

パキスタンの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

パキスタン・イスラム共和国（以下「パキスタン」という。英語名は「Islamic Republic of Pakistan」）²は、南アジアに位置する連邦共和制国家である。西はイラン、北西はアフガニスタン、東はインドに接し、南にはアラビア海がある。国土は、大きく分けて、インダス川流域の平野部と、その他の山岳地帯から成る。北東部のカシミール地域の領有権をめぐっては、インドとの間で幾度もの戦闘が行われた。首都はイスラマバード（但し、パキスタン最大の都市は、カラチである）、通貨はパキスタン・ルピー（PKR）である。パキスタン憲法により、国語はウルドゥー語³、公用語は英語とされており、法令及び公文書は全て、英語で記載されている。人口は2億2,000万人以上であり（世界第5位）、引き続き増加傾向にある。宗教については、イスラム教徒が約96%を占める⁴。

現在のパキスタンがある地域は、もともと英領インドの一部であったが、第二次世界大戦後の1947年に、インドとパキスタンが同時に独立した。さらに、1971年には、パキスタンからバングラデシュが独立した。パキスタンでは、独立後も、幾度となくクーデターが繰り返されており、政治的には不安定な状況にある。

パキスタンは、1947年の独立に至るまで、英領インドの一地域として、英国による植民地支配の下、英國の統治制度及び法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許令、登録意匠令、商標令、著作権令）は成文法で規定されている。なお、パキスタンでは、とくに刑法や家族法の分野では、イスラム法が重要な役割を果たしている。

日本企業のパキスタン進出やパキスタン企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がパキスタンにおける知的財産権問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、パキスタンの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要である

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 「パキスタン」という国名は、ウルドゥー語で、「清浄な国」を意味する。

³ ウルドゥー語を母語とする国民は1割以下しかおらず、実際には、各地域で、パンジャービ語、パシュトゥー語、シンド語等の多様な言語が使用されている。

⁴ 本稿におけるパキスタンの概要については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）227～229頁、②外務省ウェブページ「パキスタン・イスラム共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/data.html>）等を参照した。

といえる。そこで、本稿では、パキスタンの知的財産法制度の概要を紹介する⁵。

II 知的財産法全般

パキスタンの知的財産法制度としては、特許令、登録意匠令、商標令、著作権令等がある。知的財産法の分野では、基本的に、成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっているが、裁判所の判例も、重要な役割を果たす。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

パキスタンの知的財産法制度の中心的機関である「パキスタン知的財産機構」(Intellectual Property Organization of Pakistan。略称は「IPO-Pakistan」)⁶、は、特許、意匠、商標及び著作権等の出願、審査、登録等を行う政府機関である。パキスタン知的財産機構の中に、商標登録所、特許・意匠局、著作権局、地理的表示登録所がある。

パキスタンは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO協定、TRIPs協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約等である。他方、特許協力条約(PCT)、特許法条約(PLT)、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法条約(TLT)、WIPO著作権条約には加盟していない。

なお、パキスタンには、現在のところ、実用新案制度は無い。

III 特許

1 概要

特許令によると、発明に特許が付与されるためには、不特許事由（法律や道徳に反する発明であること等）に該当してはならないほか、新規性、進歩性、有用性等の特許要件を満たしている必要がある。

特許権の対象たる「発明」とは、あらゆる技術分野における何らかの新規かつ有用な製品又は方法であって、新規かつ有用なそれらの改良を含む。発明に含まれないものとしては、

⁵ 本稿の執筆にあたっては、①『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』（日本貿易振興機構ドバイ事務所、2022年）、②『パキスタンにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査』（日本貿易振興機構ドバイ事務所、2018年）、③ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「パキスタン」の「制度ガイド」

（<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html>）等を参照した。

⁶ <https://ipo.gov.pk/>

①発見、科学的理論又は数学的方法、②文学、演劇、音楽又は芸術の著作物、又は他の何らかの純粹に美的性格の創作物、③精神的行為、ゲーム又は事業を行うための計画、規則又は方法、④情報の提示、⑤天然に存在する物質又はそれから単離された物質がある。

また、発明ではあるものの、特許付与の対象ではないものとして、①その商業的実施の防止が、ヒト・動物・植物の生命・健康の保護又は環境への深刻な害悪の回避を含め、公序良俗の保護のために必要と考えられる発明、②微生物以外の植物・動物及び非生物学的・微生物学的方法以外の植物・動物を生産するための本質的に生物学的な方法、③ヒト又は動物の処置のための診断的、治療的及び外科的な方法、④既知の製品又は方法の新規又は後発的な用途、⑤化学製品の物理的外観の単なる変更であって、化学式又は製造方法が同一のままであるもの、⑥コンピュータ・プログラム及びソフトウェアがある⁷。

新規性については、パキスタン国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。新規性喪失の例外としては、公の又は公に認められた博覧会で発明が展示されてから 12 か月以内に出願した場合がある。

特許を受ける権利は、原則として、発明者に帰属する。職務発明であっても、別段の契約があるか、又は使用者が発明には会社の施設が不可欠であったことを立証しない限り、発明者に帰属する。特別な経済的価値を有する職務発明の場合であった、特許を受ける権利が使用者に帰属した場合、発明者は、職務の性質、給与、使用者の利益を考慮して、公正な報酬を受ける権利がある⁸。

2 出願

パキスタン国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、パキスタン国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

明細書には、「仮明細書」（発明の概念を記載した書面による明細書。クレーム及び要約を含む必要がない）と「完全明細書」がある。仮明細書により出願をした場合、出願日から 9 か月以内に完全明細書（クレーム及び要約を記載した明細書）を提出する必要がある。期限内に完全明細書が提出されない場合、仮明細書による出願は、放棄されたものとみなされる。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文（優先権証明書が英語以外で作成されている場合）は、出願から 3 か月以内に提出しなければならない。対応する外国出願がある場合、当該外国出願の調査結果及び出願番号等を提出しなければならない。

3 審査

方式的要件を満たしている完全明細書について、新規性、有用性、進歩性及び産業上利用

⁷ 『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』 20~21 頁。

⁸ 前掲「制度ガイド」 2 頁。

可能性等についての実体審査が行われ、認容されるか否かが審査官により判断される。審査官は、出願日から 18 か月以内に、審査結果を特許庁長官に報告する。

実体審査の内容としては、①出願人に特許付与を求める権利があるか否か、②発明が十分に説明・開示されているか否か、③特許請求項が特許適格な発明を定義しているか否か、④特許請求項が単一の発明に関係しているか否か、⑤特許請求項が明瞭簡潔であるか否か、⑥特許請求項が明細書に開示された主題に適正に基づいているか否か、⑦特許請求項が新規の発明を定義しているか否か、⑧特許請求項が進歩性を有する発明を定義しているか否か等が含まれる⁹。

特許要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、意見書を提出する等して応答しなければならないが、応答期限はとくに定められていない。そのため、出願人が拒絶理由通知に対し応答せずにいると、当該出願の審査が遅延することになる¹⁰。拒絶決定に対し、出願人は、知的財産裁判所 (Intellectual Property Tribunal) 又は高等裁判所 (High Court) に不服申立てをすることができる。

4 認容

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、完全明細書による出願は認容される。認容された出願は、官報上で公告される。

出願認容の公告に対しては、何人も、公告から 4 か月以内に、特許管理官に異議申立てをすることができる。異議申立ての理由としては、①発明の新規性、進歩性、明細書の記載要件等を満たしていないこと、②公告された完全明細書に、仮明細書に記載された以外の発明が記載されていたこと等がある。

5 特許付与

公告から 4 か月以内に誰からも異議申立てが無かった場合、又は、異議申立ての審理にて出願認容を維持する旨の決定がされた場合、登録料の納付の後、特許が付与される。

特許の存続期間は、出願日（又は優先日）から 20 年である。

利害関係人は、特許捺印日から 12 か月以内に、特許庁長官に対し、特許の取消を請求することができる（但し、既に特許付与に対する異議申立てをしている場合を除く）。当該期間経過後は、利害関係人又は連邦政府は、高等裁判所に対し、特許の取消を請求することができる。

6 実施義務及び強制実施権

特許発明は、出願から 4 年又は特許付与から 3 年のいずれか遅く満了する期間内に、パ

⁹ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』25 頁。

¹⁰ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』25 頁。

キスタン国内で十分に実施されなければならない（例えば、特許製品のパキスタンへの輸入）。正当な理由がなく十分な実施がされない場合、第三者に強制実施権が付与されることがある。特許権者及びその実施権者は、所定の方法と間隔で、パキスタンでの商業的実施の状況を報告する義務がある。特許庁長官は、特許の有効期間中はいつでも、特許権者及びその実施権者に対し、報告を要求し、情報を公開することができる。もし正当な理由なく実施が不十分であると認められる場合、何人も、特許庁長官に対して、当該特許の強制実施権を付与するよう請求することができる。強制実施権を付与する旨の決定は、実施権の範囲と機能、実施開始時期、特許権者に支払う対価の額、対価支払いの条件を含む。強制実施権は、原則として、パキスタン市場に供給するためのものでなければならず、特許権者自身による権利行使を妨げるものではない¹¹。

強制実施権付与を避けるために、特許権者がよく用いる方法として、「名目的実施」(nominal working)と呼ばれるものがある。これは、特許権者が、数年ごとにパキスタン国内の新聞に公告を掲載し、自らの発明の「実施」を見込みそうな現地のライセンシー候補者を募るという方法である。これにより、裁判所及び特許管理官が、特許権者は発明の「実施」のための真摯な努力を行っていると認めることがある¹²。

7 侵害

第三者は、特許権者の許諾なくして、①特許製品を製造、使用、輸入、販売又は販売の申出をすること、及び②特許方法を使用し又は特許方法から直接得られた製品を使用、輸入、販売若しくは販売の申し出をすることができない。

特許権者は、特許権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

特許権は、工業的又は商業的目的で行われる行為にのみ適用される。したがって、①科学的研究又は実験目的のために行われた行為、②特許権者又はその譲受人によって世界のどこかで市場の流通に置かれた製品に関する行為、③パキスタンの領空、領土又は領海に一時的又は偶発的に侵入した外国の航空機、陸上車両又は船舶に搭載された製品の使用に関する行為、④善意で製品の承認を得るために試験を行う者の行為、⑤教育目的のために行われる行為は、特許権の対象となるものとされる¹³。

IV 意匠

¹¹ 前掲「制度ガイド」3頁。

¹² 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』27頁。

¹³ <https://www.lexology.com/commentary/intellectual-property/pakistan/vellani-vellani/patent-owners-rights-under-patents-ordinance-2000>

1 概要

登録意匠令によると、意匠とは、何らかの工業的方法又は手段により物品に適用された形状、輪郭、模様、装飾であって、完成品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。但し、構造の方法若しくは原理又は形状若しくは輪郭の特徴であつて技術的及び機能的考慮によってのみ定まるものを含まない。部分意匠も認められている。

意匠登録の要件として、「新規性」及び「独創性」等が挙げられる。

新規性については、パキスタン国内又は国外で公然知られた発明、又は国内又は国外の刊行物に記載された発明は新規性を有しないものとされている（絶対的新規性）。新規性喪失の例外としては、意匠の公衆への開示が当該出願の出願日又は優先日前 12 か月以内に行われたとき及びそれが出願人若しくはその前権原者によりなされた行為又は出願人若しくはその前権原者に関する第三者によりなされた濫用を理由として又はその結果として行われたときがある。

意匠権を取得できるのは、その創作者又は継承者である。但し、職務上で創作された意匠については、使用者又は業務委託者に帰属する。

2 出願

パキスタン国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、パキスタン国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文（優先権証明書が英語以外で作成されている場合）は、出願から 3 か月以内に提出しなければならない。対応する外国出願がある場合、当該外国出願の調査結果及び出願番号等を提出しなければならない。

3 審査

意匠出願は自動的に審査官に送付され、審査が行われる。

実体審査の内容としては、①出願人に意匠登録を求める権利があるか否か、②意匠が独創的であるか否か、③意匠が法の下で登録可能であるか否か、④意匠が公序良俗に反しているか否か等が含まれる¹⁴。

全ての意匠出願について、方式審査及び実体審査が行われることになっているが、人材不足のため、通常、実体審査は行われない¹⁵。

意匠要件を満たさないとして拒絶理由通知が発行された場合、出願人は、拒絶理由通知に記載された全ての拒絶理由につき、1 か月以内（延長可）に、意見書を提出する等して応答しなければならない。

拒絶決定に対し、出願人は、高等裁判所（High Court）に不服申立てをすることができ

¹⁴ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』32 頁。

¹⁵ 前掲「制度ガイド」4 頁。

る。

4 登録

出願に拒絶理由が発見されなかった場合、又は拒絶理由が解消された場合、当該意匠出願は登録される。登録されると、意匠権者には登録証が発行される。

意匠権の存続期間は、出願日（又は優先日）から 10 年であるが、申請により、さらに 10 年の延長が 2 回まで可能とされている（即ち、最長で合計 30 年となる）。存続期間の更新手続は、存続期間満了前に行わなければならない。

利害関係人は、意匠登録後 2 年以内は、登録官に、意匠登録の取消を請求することができる。また、登録後はいつでも、高等裁判所に対し、取消訴訟を提起することができる。取消理由としては、①当該意匠は、登録意匠令に定める特定の実体的要件を満たしていないため、登録されるべきではなかったこと、②当該意匠が公序良俗に反していること、③当該意匠の登録名義人が、当該意匠に対する権利を有していないこと等がある。

なお、意匠の場合、特許とは異なり、実施は義務付けられていない。

5 侵害

意匠権者は、意匠権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適当な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

登録意匠の侵害者に対し損害賠償を請求する場合、保護を受けたい意匠物品には、登録番号を標記しておく必要がある。

V 商標

1 概要

商標令によると、「商標」とは、図形的に表示でき、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから区別できる何らかの標章を意味する。そして、「標章」には、図案、銘柄、見出し、ラベル、券、名称、署名、単語、文字、記号、数字、図形要素、色彩、音、又はそのいずれかの結合を含む。

パキスタンでは、立体商標、証明商標、団体商標、音響商標が認められている。香りについては、商標の対象として認められていない。

2 出願

パキスタンは、先願主義を採用している。

パキスタン国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、パキスタン国内の代理人を選任しなければならない。

出願言語は、英語である。

優先権を主張する場合、優先権証明書及びその翻訳文（優先権証明書が英語以外で作成されている場合）は、出願から 3 か月以内に提出しなければならない。対応する外国出願がある場合、当該外国出願の調査結果及び出願番号等を提出しなければならない。

パキスタンは、一出願一区分制を採用しており、一出願多区分制は採用していない。

商標出願時において、商標を実際に使用している必要は無い。

なお、パキスタンは、2021 年に「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」（マドリッド・プロトコル）に加盟した（2021 年 5 月 24 日発効）ため、マドプロ出願によりパキスタンでの商標登録を受けることができる。

3 審査

全ての商標出願について、方式審査及び実体審査が行われる。

実体審査にあっては、不登録事由の有無等が審査される。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と、「相対的不登録事由」がある。

絶対的不登録事由としては、①「商標」の定義に反すること、②識別力を欠いていること、③種類、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期等の標章のみからなること、④商慣習上、常用される標章のみからなること、⑤標章の使用が、誤認混同を生じるおそれがあること、⑥パキスタン国民の宗教的感情を害するおそれがある標章であること、⑦法令又は公序良俗に反する標章であること等がある。

また、相対的不登録事由としては、①同一の商品又は役務に関して、他人の登録商標と同一の商標であること、②同一又は類似の商品又は役務に関して、他人の登録商標と同一又は類似の商標であり、公衆の誤認混同を生じるおそれがあること、③パキスタンにおける他人の周知商標と同一又は混同を生じるほど類似する商標について、その周知商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するおそれがあること等がある。

審査官が審査を行った後、登録要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が発行される。通知日から 2 か月以内（延長可）に応答せず、又は、意見書・補正書の提出、ヒアリングの請求等により拒絶理由を解消することができなかった場合、当該商標出願は拒絶される。

4 登録

審査官が、登録要件を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から 2 か月間（延長可）、異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

登録商標権の存続期間は、出願日（又は優先日）から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。更新の申請は、期間満了前 6 か月以内に行わなければならない。

利害関係人は、①商標が悪意で登録されたこと、②絶対的登録拒絶理由に反して商標が登録されたこと、③相対的登録拒絶理由に反して商標が登録されたことのいずれかに該当すると認める場合、商標登録の無効宣告請求を提起することができる。

正当な理由なく登録商標が 5 年以上使用されていないときは、当該登録商標は取り消される可能性がある。

商標権は、事業譲渡とは関係なく、自由に譲渡することができる。

5 侵害

商標権者は、商標権侵害を行う第三者に対し、侵害訴訟を提起することができる。裁判所は、適切な場合には、侵害の防止、証拠の保全のための暫定的な措置を講じた上で、損害賠償、差止命令等の救済を与えることができる。

VI 著作権

1 概要

パキスタンの著作権法は、もともとは、英國著作権法を母法として制定されたものである。その後の改正を経て、現在の 2000 年著作権令に至っている。

パキスタンはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はパキスタンでも保護される。

2 著作物

著作物の種類にはさまざまなものがあるが、大きく分けて、①創作性を有する文芸著作物、演劇著作物、音楽著作物及び美術著作物、②映画著作物、③レコード、④コンピュータ・プログラム及びソフトウェアがある。

3 著作権

著作権による保護は、独創的な創造物である限り、文学、科学、芸術の領域におけるあらゆる生産物が、その表現方法や形態にかかわらず、含まれる。独創的な創造物といえるためには、アイデアが新しいものである必要はないが、文学的又は芸術的な形式が独創的であることが必要である。また、著作権による保護は「表現」のみに及ぶものであり、通常は、アイデア、手順、操作方法、数学的概念等には及ばない。タイトル、スローガン、ロゴは、十分な独創性が認められれば、著作権保護の対象となる可能性がある¹⁶。

著作権は、原則として、当該著作物の創作者に帰属する。契約中に規定すれば、著作物の創作者以外の者に著作権を帰属させることは可能である。

¹⁶ <https://rsilpak.org/wp-content/uploads/2019/01/Understanding-and-Developing-Pakistan%20Intellectual-Property-Law-Framework.pdf>

著作権者は、自己の著作物を排他的に利用する権利を有する。権利の内容は著作物の種類により異なる。また、著作者人格権も保護される。

有形の媒体に固定された著作物は、創作された時から保護されるものとみなされ、原則として、著作者の生存期間に同人の死後 50 年を加算した期間が、著作権の保護期間となる。複数の著作者が制作した共同著作物の場合、著作権の保護期間は、最後まで生存していた著作者の死後 50 年にわたって存続する。職務著作物の場合、著作権の保護期間は、最初の公開から 50 年にわたって存続する¹⁷。

4 無方式主義及び著作権登録

パキスタンでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

パキスタンには、任意の著作権登録の制度が存在する。具体的には、著作権登録の申請人は、申請書の提出日から 1 か月以内に、パキスタン国内の新聞紙上で「著作権表示」(Copyright Notice) を公表しなければならない。新規に提出された申請書は、隔週で刊行される公式の「知的財産電子公報」(Intellectual Property e-Journal) にオンラインで公開される。「知的財産電子公報」には、「著作物のタイトル」、「著作物の種類」、「申請人の名称」、「申請人の住所」、「代理人の名称」、「申請番号」、「申請日」等、著作権申請書の内容が全て掲載される。当該申請に対し、第三者は、異議を申し立てることができる。著作権局は、審査の上、申請が法定要件を全て満たしているか否かを判断する。問題がなければ、著作権登録証が交付される。著作権登録に不服のある者は、著作権委員会に対し、著作権登録の修正又は取消を請求することができる。著作権委員会の命令に不服のある者は、高等裁判所に上訴することができる¹⁸。

パキスタン著作権局に対し任意で著作権登録を行なえば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これは著作権保護の要件ではない。

5 侵害

著作権の侵害があった場合、著作権者は、差止、損害賠償、その他を含む全ての民事的救済を受ける権利を有する。但し、被告が著作権侵害を知らなかったことを証明できた場合、著作権者は、差止命令のほか、侵害品の販売によって被告が得た利益の全部又は一部に対する判決のみを受けることができる。

VII 営業秘密

¹⁷ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』37 頁。

¹⁸ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』36・40 頁。

パキスタンには、営業秘密の侵害についてのみ規定した制定法は無い。しかし、パキスタンにおいても、裁判所により、個別具体的な事案ごとに、契約法等の法令、秘密保持契約等の契約、判例法に基づく営業秘密保護が認められる可能性がある（但し、その実例は少ない）。

一般に、コモン・ロー諸国では、「営業秘密」（Trade Secret）は、以下の3つの要件を満たす必要があるといわれている。即ち、①一般に知られていないこと、②情報が一般に知られていないために保有者に経済的利益をもたらすこと、③保有者が秘密を維持するために合理的な努力をしていることである¹⁹。

営業秘密の守秘義務は、さまざまな場面で生じる。契約で守秘義務が規定されている場合はもちろんとして、その他には、判例法に基づき守秘義務が認められる場合、具体的な状況から守秘義務の存在が推定される場合等があり得る。

営業秘密を侵害された者は、侵害者を被告として、差止、損害賠償等を求めて提訴することができる。損害賠償の範囲には、営業秘密所有者の被った損害、不正取得者が得た利益、訴訟費用等がある。

なお、パキスタンでは、2021年に、個人データ保護法案（Personal Data Protection Bill）が公表され、制定に向けて準備が進められており、近い将来、制定が見込まれている²⁰。

VIII 詐称通用（Passing Off）

「詐称通用」（Passing Off）とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（Good Will）と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を探る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。パキスタンにおいても、英國法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている²¹。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、パキスタンで商標登録をしていなくても、パキスタンにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

一般に、詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は

19 <https://lawhelpbd.com/intellectual-property/trade-secrets-economic-advantage/>

20 <https://www.mondaq.com/privacy/1005646/data-privacy-comparative-guide>

21 <https://pakistanlaw.pk/articles/3/an-overview-on-passing-off-and-trademark>

役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、であると考えられている。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。但し、パキスタンにおける詐称通用は、英国のコモン・ローにおける詐称通用と完全に同じとは限らない。

IX エンフォースメント

1 総説

パキスタンにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、税関での水際取締り、刑事的手段（刑事訴訟）、及び民事的手段（民事訴訟）がある。

しかし、パキスタンでは、上記のいずれの救済手段にも問題があり、利用しづらいのが現実である。

2 税関での水際取締り

模倣品は、中国やインド等からパキスタンに流入することが多い。そこで、パキスタンの税関による水際取締り（輸出入差止措置）の制度が重要となる。

パキスタン各地の税関当局には、知的財産権執行総局（Directorate General of IPR Enforcement）と呼ばれる法執行部隊が配置されている。特許権者、意匠権者、商標権者及び著作権者は、パキスタン各地の税関の知的財産権執行総局に対し、権利侵害品の輸出入差止申請をすることができる。その後、留置した権利侵害品を証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することもあり得る。

但し、パキスタンの税関による水際取締りにかかわらず、パキスタンの周囲はアフガニスタン及びインド等と陸続きになっており、外国との権利侵害品の流通を完全に防止することは困難である。

3 刑事的手段（刑事訴訟）

とくに商標権侵害及び著作権侵害を行った者に対しては、警察又は連邦捜査局に刑事告訴した上で、刑事訴訟により刑事责任を追及し、禁固、罰金、侵害品の押収、没収及び廃棄等の刑罰を科することもできる。但し、罰金の額は少額であり、禁固刑が科されることもあり無いため、刑事的手段の効果・抑止力はそれほど大きくはない²²。

なお、連邦捜査局には、模倣品取締りを担当する部署があり、捜索、押収、調査等のさ

²² 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』4頁。

ざまな権限を有している。また、保健省に属し、偽造医薬品の販売を監視する薬物検査官は、職権により、又は告発に基づいて、偽造品の捜査を行った上で、薬物裁判所に訴訟を提起する権限を有している²³。

4 民事的手段（民事訴訟）

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、詐称通用事件、営業秘密侵害事件等も対象となる。刑事処罰の場合、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

パキスタンの知的財産権侵害訴訟に関する裁判所としては、2012年に設置された知的財産裁判所がある。この裁判所には、全ての知的財産権問題に対する独占的な民事・刑事の管轄権が与えられている。知的財産裁判所の判決等に不服のある者は、高等裁判所に上訴することができる。

民事訴訟の手続は、民事訴訟法の関連規定に基づき、①提訴、②召喚状の準備・送付、③訴答手続、④公判前手続、⑤公判、⑥判決、⑦執行という流れになる。

民事訴訟を提起する場合、仮差止命令、アントン・ピラー命令等の暫定的救済手段を利用することも考えられる。仮差止命令は、緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令である。また、アントン・ピラー命令は、被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を可能とするものである。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である *Anton Piller KG v. Manufacturing Processes* (1976) が先例となっており、多くのコモン・ロー諸国で利用されている。

以上のように民事的手段にはさまざまな内容が含まれているが、知的財産権侵害事案に対する裁判官及び弁護士の不慣れ等の原因により、訴訟の進行が遅延・停滞しているといった問題が指摘されることも少なくない²⁴。

X おわりに

以上、パキスタンの知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるパキスタンにおける知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、パキスタンの知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。世界第5位の2億2,200万人以上の人口を擁し、豊富な労働力と安い労働賃金を強みとするパキスタンは、将来的には、大きな発展を遂

²³ 前掲『パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査』4頁。

²⁴ <https://rsilpak.org/wp-content/uploads/2019/01/Understanding-and-Developing-Pakistan%20Intellectual-Property-Law-Framework.pdf>

げる潜在力がある国であるといえる。これらのことから考えると、パキスタンの知的財産法の動向については、引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15719』（経済産業調査会、2022年、原題は「世界の知的財産法 第46回 パキスタン」）

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。